

第2号議案

社会福祉法人井ノ口会定款を別添のとおりとする。

昭和59年3月30日

設立発起人有志代表

國 井 佐 六

社会福祉法人井ノ口会定款

施行	昭和59年	9月29日	改正	平成11年	3月30日	改正	平成20年	1月25日
改正	昭和60年	5月29日	改正	平成11年	7月1日	改正	平成20年	10月21日
改正	昭和61年	3月25日	改正	平成12年	1月20日	改正	平成21年	5月29日
改正	平成2年	3月26日	改正	平成12年	5月22日	改正	平成21年	9月4日
改正	平成4年	3月28日	改正	平成12年	6月15日	改正	平成24年	3月29日
改正	平成4年	5月30日	改正	平成12年	12月28日	改正	平成24年	10月15日
改正	平成5年	3月26日	改正	平成14年	4月1日	改正	平成27年	9月13日
改正	平成5年	9月28日	改正	平成15年	1月14日	改正	平成28年	8月9日
改正	平成5年	12月21日	改正	平成16年	7月28日	改正	平成29年	4月1日
改正	平成9年	8月25日	改正	平成17年	3月25日	改正	平成29年	7月12日
改正	平成10年	5月7日	改正	平成17年	6月10日	改正	令和5年	5月17日
改正	平成10年	5月26日	改正	平成18年	11月22日			

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- 第一種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホームの経営
 - 軽費老人ホームの経営
- 第二種社会福祉事業
 - 老人短期入所事業の経営
 - 老人デイサービス事業の経営
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人井ノ口会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を岐阜県岐阜市奥1丁目一〇〇番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名以上6名以内の合計3名以上7名以内で構成する。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の第十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員は無報酬とする。ただし評議員に対して、評議員会において別に定める費用弁償等の支給の基準に従って算定した額を、費用弁償等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 理事及び監事の選任又は解任
- 理事及び監事の報酬などの額
- 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- 定款の変更
- 残余財産の処分
- 基本財産の処分
- 社会福祉充実計画の承認
- 事業計画及び収支予算
- 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- 公益事業に関する重要な事項
- 解散
- その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第十四条 評議員会に議長を置く。
2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第十五条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - 監事の解任
 - 定款の変更
 - その他法令で定められた事項
- 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一八条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

(報告の省略)

第一七条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一八条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一九条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第二〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第二一条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二二条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二三条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない、

- 2 理事又は監事は、第十八条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二四条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二五条 理事及び監事は無報酬とする。ただし理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用弁償等の支給の基準に従って算定した額を費用弁償等として支給することができる。

(責任免除)

第二六条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案し

て特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第二七条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二八条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二九条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第三〇条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第三一条 理事会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第三二条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第三三条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項に規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第三四条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人一名、及び出席した監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三五条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他の財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四四条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三六条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、岐阜県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機構に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三七条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実是有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三八条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三九条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要などを記載した書類

(会計年度)

第四〇条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四一条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四二条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四三条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四四条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第四五条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四六条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに

帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四七条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四八条 この法人の公告は、社会福祉法人井ノ口会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(執行細則)

第四九条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	國 井 佐 六
理 事	鷺 見 郁 雄
理 事	鷺 見 恒 夫
理 事	関 谷 弘
理 事	國 井 忠 男
理 事	平 野 恭 弘
理 事	浅 野 三 一
理 事	後 藤 末 雄
監 事	浅 野 正 行
監 事	田 村 幸 一

附 則
(施行期日)
この定款は、平成4年3月28日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成4年5月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成5年4月1日から施行し、平成5年3月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成5年9月28日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成5年12月21日から施行し、平成5年12月21日から適用する。

附 則
(施行期日)
1 この定款は、平成9年8月25日から施行し、平成9年8月25日から適用する。

2 改正後の定款中、第13条、第22条、第23条第1項ならびに第2項の定款については、平成9年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成10年5月7日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成10年5月26日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成11年3月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成11年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成12年1月20日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成12年5月22日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成12年6月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成12年12月28日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成15年1月14日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成16年7月28日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成17年3月25日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成17年6月10日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成18年11月22日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成20年1月25日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成20年10月21日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成21年5月29日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成21年9月4日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成24年3月29日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成24年10月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成27年9月13日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成28年8月9日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、平成29年7月12日から施行する。

附 則
(施行期日)
この定款は、令和5年5月17日から施行する。

別 表

定款第一八条第2項に規定する基本財産

土 地

特別養護老人ホーム瑞光苑敷地、特別養護老人ホームさくら苑敷地、ケアハウスエトワールずいこう敷地、特別養護老人ホームフレンドリーおりべ敷地、特別養護老人ホームすいと大垣敷地及び特別養護老人ホームあんずの里敷地

所在地	種類	地積
岐阜市奥1丁目97番	宅地	742.00㎡
岐阜市奥1丁目98番	宅地	894.00㎡
岐阜市奥1丁目99番	宅地	912.00㎡
岐阜市奥1丁目100番	宅地	964.00㎡
岐阜市奥1丁目96番 2	宅地	289.55㎡
岐阜市奥2丁目28番 1	宅地	3, 724.02㎡
岐阜市奥2丁目54番 2	宅地	429.52㎡
岐阜市奥2丁目55番 1	宅地	890.50㎡
岐阜市奥2丁目56番 1	宅地	792.40㎡
岐阜市奥2丁目57番 1	宅地	770.47㎡
岐阜市奥2丁目58番	宅地	784.00㎡
岐阜市奥1丁目93番	宅地	599.00㎡
岐阜市奥1丁目94番	宅地	595.00㎡
岐阜市奥1丁目95番	宅地	410.00㎡
岐阜市大字奥字石原洞523番3	山地	35.00㎡
岐阜市奥2丁目35番	宅地	600.00㎡
岐阜市奥2丁目36番	宅地	592.00㎡
岐阜市奥2丁目38番	宅地	653.00㎡
岐阜市奥2丁目39番	宅地	714.00㎡
岐阜市奥2丁目40番 1	宅地	740.63㎡
岐阜市奥2丁目40番 2	宅地	0.36㎡
岐阜市奥2丁目73番 1	雑種地	82.00㎡
岐阜市奥2丁目74番 1	雑種地	320.00㎡
岐阜市奥2丁目41番 1	宅地	49.25㎡
岐阜市奥2丁目41番 2	用水路	115.00㎡
岐阜市奥2丁目41番 3	宅地	2.74㎡
岐阜市奥1丁目136番2	雑種地	817.00㎡
岐阜市奥1丁目88番	雑種地	1, 361.00㎡
本巣市七五三字五反田735番	宅地	1, 801.00㎡
本巣市七五三字五反田736番	宅地	646.00㎡
本巣市七五三字五反田737番	宅地	744.00㎡
本巣市七五三字五反田738番	宅地	1, 339.00㎡
本巣市七五三字五反田739番	宅地	3, 634.00㎡
本巣市七五三字萱野1621番1	雑種地	315.00㎡
本巣市七五三字萱野1621番2	雑種地	500.00㎡
本巣市七五三字萱野1622番	雑種地	1, 031.00㎡
本巣市七五三字萱野1623番1	田	299.00㎡
本巣市七五三字萱野1623番2	田	252.00㎡
本巣市七五三字萱野1623番4	田	1, 000.00㎡
本巣市七五三字二反長762番1	畑	973.00㎡
大垣市北方町5丁目25番地1	宅地	1, 915.96㎡
大垣市北方町5丁目26番地1	宅地	1, 998.21㎡
大垣市北方町5丁目27番地1	宅地	2, 206.28㎡
大垣市北方町5丁目28番地1	宅地	3, 135.50㎡
岐阜市則松2丁目8番	宅地	92.19㎡
岐阜市則松2丁目9番2	宅地	63.54㎡
岐阜市則松2丁目10番	宅地	3, 529.09㎡
岐阜市則松2丁目11番1	宅地	503.19㎡
岐阜市則松2丁目18番1	雑種地	366.00㎡
岐阜市則松2丁目18番2	雑種地	0.38㎡
岐阜市則松2丁目20番1	宅地	144.18㎡
岐阜市則松2丁目20番2	宅地	5.00㎡
岐阜市則松2丁目21番3	雑種地	8.95㎡
岐阜市則松2丁目22番2	宅地	501.45㎡
岐阜市則松2丁目22番3	宅地	858.02㎡
岐阜市則松2丁目21番1	雑種地	122.00㎡

建 物

特別養護老人ホーム瑞光苑苑舎
岐阜市奥1丁目97番地、98番地、99番地、100番地所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建
1棟 (床面積 2, 277.68平方メートル)
付属建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
1棟 (床面積 33.35平方メートル)

特別養護老人ホームさくら苑苑舎
岐阜市奥2丁目28番地1、54番地2、55番地1、56番地1、57番地1
58番地所在の
鉄骨造陸屋根2階建
1棟 (床面積 1階 2, 944.61平方メートル
2階 100.80平方メートル)

付属建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
1棟 (床面積 49.50平方メートル)

特別養護老人ホームさくら苑別館・ケアハウスさくら苑苑舎
岐阜市奥2丁目35番地、36番地、38番地、39番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建
(床面積 1階 1, 102.70平方メートル
2階 1, 021.20平方メートル
3階 1, 013.40平方メートル)

ケアハウスエトワールずいこう苑舎
岐阜市奥1丁目93番地、94番地、95番地所在の
鉄骨造陸屋根6階建
(床面積 1階 774.10平方メートル
2階 556.17平方メートル
3階 441.60平方メートル
4階 441.60平方メートル
5階 417.34平方メートル
6階 417.34平方メートル)

フレンドリーおりべ苑舎
本巣市七五三字五反田739番地、735番地、736番地、737番地、738番地所在の
鉄筋コンクリート造かわらぶき3階建
(床面積 1階 4, 001.95平方メートル
2階 2, 527.60平方メートル
3階 204.00平方メートル)

特別養護老人ホーム瑞光苑倉庫
岐阜市奥1丁目97番地所在の
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
(床面積 25.75平方メートル)

すいと大垣苑舎
大垣市北方町5丁目28番地1、26番地1、27番地1所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
(床面積 1階 2, 511.43平方メートル
2階 2, 485.51平方メートル)

あんずの里苑舎
岐阜市則松二丁目10番地、8番地、11番地1、22番地3所在の
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建
(床面積 1階 1, 665.62平方メートル
2階 1, 634.00平方メートル
3階 261.85平方メートル)

付属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
1棟 (床面積 64.93平方メートル)